

## インターネットと人権

インターネットは、情報の収集や発信、コミュニケーションの手段として、私たちの生活を飛躍的に便利なものにしています。近年では、パソコンや従来の携帯電話に加え、スマートフォンやタブレット端末などの普及に伴い、利用方法も多様化し、子どもから大人まで様々な人にとって身近なものになっています。

### ○インターネットの利用

インターネットは、家庭、学校、会社などあらゆる場面で、私たちの生活になくてはならないものとして様々な目的のために活用されています。

総務省の「平成28年通信利用動向調査」によると、個人での利用では、「電子メールの送受信」(79・7%)が最も多く、次いで「天気予報の利用(無料のもの)」(62・0%)、「地図・交通情報の提供サービス(無料のもの)」(61・9%)となっています。

今後もインターネットの情報媒体としての可能性は広がり、私たちの生活をますます便利なものにしていくことが予想されます。

くことが予想されます。

### ○インターネットによる人権侵害

我が国のインターネットの利用人口は年々増加し、平成28年末には1億84万人となっています。(平成29年版情報通信白書より)

こうしたインターネットの普及に伴い、その匿名性、情報発信の容易さから、個人の名誉を侵害したり、差別を助長する表現等、人権に関する様々な問題が発生しています。

法務省によると、インターネットに関する人権侵犯事件の新規救済手続開始件数は、平成24年：671件、平成25年：957件、平成26年：1429件、平成27年：1736件、平成28年：1909件と確実に増加しています。

また、内閣府「人権擁護に関する世論調査」(平成24年8月)では、「インターネットによる人権侵害に対し、現在どのような人権問題が起きているか」という問いに対し、次のような結果がでています。  
 ・他人を誹謗中傷する情報が掲載されること (57・7%)



- ・ プライバシーに関する情報が掲載されること (49・8%)
  - ・ 出会い系サイト等犯罪を誘発する場となっていること (42・9%)
  - ・ 捜査の対象となっている未成年者の実名や顔写真が掲載されること (31・4%)
  - ・ 他人を差別しようとする気持ちを起かさたり、それを助長するような情報が掲載されること (30・6%)
  - ・ ネットポルノが存在していること (29・0%)
  - ・ 特にない・わからない (21・4%)
- 第5回人権セミナー  
 そこで大山町では、10月20日(金)19時から中山農村環境改善センターで、こども未来ネットワーク事務局の竺原晶子さんを講師にお招きし、「メディアと子どもの人権」をテーマに人権セミナーを開きます。  
 たくさんの参加をお待ちしています。

### 大山町みんなの人権セミナー

## 「メディアと子どもの人権～SNS時代の子育て」

◆日時 10月20日(金)  
 19時～20時30分

◆場所 中山農村環境改善センター

◆講師 竺原 晶子さん

(NPO法人こども未来ネットワーク)

申込み先 人権推進室(人権交流センター内)

☎ 0859-54-2286 / FAX 0859-54-2413

【主催】 大山町、大山町教育委員会、  
 大山町人権・同和教育推進協議会



【その他】①小学校入学までを対象に託児を設置します。希望される場合は、開催日の4日前までにお子さんのお名前・年齢を添えて、人権推進室に申し込んでください。

②手話通訳などを希望される場合は、人権推進室に申し込んでください。

③この講座は、とっとり県民カレッジの連携講座です。